

# 「エシカル消費」普及・啓発

資料3-2

- ・消費者の意識の変化 → 環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費することへの関心の高まり
- ・公正かつ持続可能な社会の形成への参画 → 消費者教育の視野が消費者市民社会の形成へ拡大(「消費者教育の推進に関する法律」平成24年法律第61号)

## 「倫理的消費」調査研究会

人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費(エシカル消費)」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行うため、平成27年5月から平成29年3月まで、「倫理的消費」調査研究会を開催。

主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
  - ・倫理的消費の歴史
  - ・倫理的商品(エシカルプロダクト)の事例
- (2) 倫理的消費の定義・範囲
- (3) 倫理的消費の度合い(エシカル度)を計る基準、指標
- (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
- (5) 海外における倫理的消費の実態調査
- (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での課題と対応

## 研究会取りまとめ

～あなたの消費が世界の未来を変える～  
平成29年4月「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ

○倫理的消費(エシカル消費)とは「地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動」(消費者基本計画)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと

配慮の対象とその具体例	
人	障がい者支援につながる商品
社会	フェアトレード商品 寄付付きの商品
環境	エコ商品 リサイクル製品 資源保護等に関する認証がある商品
地域	地産地消 被災地産品
勤務福祉	エシカルファッション

- エシカル消費に取り組む必要性と意義
  - ・持続可能性の観点から喫緊の社会的課題を含有
  - ・課題の解決には消費者一人一人の行動が不可欠
  - ・「安さ」や「便利さ」に隠れた社会的費用の意識が必要
- 推進方策の方向性
  - ・国民による幅広い議論の喚起、意識の向上
  - ・事業者による消費者とのコミュニケーションの促進
  - ・様々な主体、分野の協働によるムーブメント作り

広く国民間での理解とその先の行動を期待

持続可能な開発目標(SDGs)  
目標12: つくる責任、つかう責任

## エシカル・ラボ

「エシカル・ラボ」は、「エシカル消費(倫理的消費)」の意味や必要性などについて、広く国民に考え方を普及するための情報提供を行うとともに、地方公共団体による主体的な普及・啓発活動の促進を目指すことを目的として平成27年から開催しているシンポジウム。

これまでに4回開催している。

平成30年度は、環境活動などを通じ持続可能な地域社会の構築に取り組む秋田県秋田市で開催。秋田県におけるエシカル消費の取組を発見するとともに、その情報を発信することを目指して、県内の学生や事業者、生産者などの活動を紹介するプログラム構成とした。

なお、今年度中は、山口県、京都府でも開催予定。



## 多様な主体による活動への参加

青森県消費生活大学講座

子ども霞が関見学デー

エシカルフェスタ2018



## 今後の方策

- 普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボ」の開催
  - 先進的取組の収集・発信
  - 地方における様々な主体や分野の協働によるムーブメントづくりの促進
- のほか、徳島県を実証フィールドとする「新未来創造プロジェクト」の活用や民間活力との連携等を通じ、国民へ理解と行動を働きかける

消費者教育充実・推進事業（教育推進会議に係る経費を含む）【拡充】

31年度概算要求額 46. 0百万円（30年度予算額 40. 1百万円）【消費者政策費】（消費者教育充実・推進事業）  
6. 7百万円（30年度予算額 6. 7百万円）【消費者庁共通費】（消費者教育推進会議）

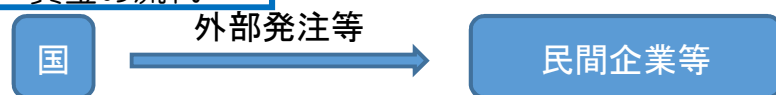
事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的・一体的に推進するための環境整備を行います。
- 倫理的消費の概念の普及、多様な主体や分野の協働によるムーブメント作りなどを行います。また、国民全体による幅広い議論の機会を提供します。

事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議（審議会）の開催  
消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行います。
- 消費者教育ポータルサイトの安定的な運用  
消費者教育関連の教材等に関する情報を集約・提供している消費者教育ポータルサイトについて、利用者の利便性を高めるとともに安定的な運用を図るためのシステム保守を行います。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 消費者教育用教材等の普及【拡充】  
実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係4省庁が連携し、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、消費者教育教材「社会への扉」の全国の全高校での活用を目指す取組などを中心に推進する。また、特別支援学校用教材等の作成に向けた検討を行います。
- 消費者教育に関する調査研究  
地方公共団体や民間団体による倫理的消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、エシカル・ラボを開催します。

期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者市民社会の実現を目指し、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援します。
- 倫理的消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう支援します。